

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 齋藤昌之

記

1 監査の種類 指定管理者監査

2 監査実施日 令和4年11月4日

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
足利グリーンサー ビス株式会社（足利 渡良瀬ゴルフ場）	令和3年度 足利渡良瀬ゴルフ場指定管理料 1,765,000円	指定管理料に係る事業は目的に沿って 行われ、その経理事務については、おおむ ね適正に執行されたものと認められた。